

公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学の会計監査人の選定に係る 企画提案募集要領

1 目的

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条及び第36条の規程に基づき、公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）の会計監査人を選定するため、企画提案を募集するものです。

2 公募に付する事項

(1) 選定する会計監査人

ア 公立大学法人福島県立医科大学（福島県福島市光が丘1番地）の会計監査人

イ 公立大学法人会津大学（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地）の会計監査人

(2) 会計監査人の任期（法第38条）

選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表について、法第34条第1項の県知事承認時までとします。

なお、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、令和4事業年度及び令和5事業年度についても再任する方針とします。

3 応募資格

次の要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 法第37条の規定による資格を有する公認会計士又は監査法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第34条の11及び第34条の11の2に該当しない者であること

(4) 公認会計士法第34条の21第2項に基づく業務の停止期間中の者でないこと。

(5) 平成30年度から令和2年度までに、公立大学法人又は国立大学法人の監査実績を有する者であること。

なお、公立大学法人福島県立医科大学の会計監査人の公募に参加する者は、附属病院を有する公立大学法人又は国立大学法人の監査実績を有する者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画の認可が決定された者又は更正計画の認可が決定された者を除く。）であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規程によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

(8) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

4 選定方法

(1) 選定方法

審査に当たっては、審査会において(2)審査基準に基づいて提案内容等を審査し、最も適当と判断される者を各公立大学法人との契約相手方候補者として選定します。なお、審査に際しヒアリングを行いますので、ご協力をお願いします。(日時、場所等については別途通知します。) ※審査会は非公開で行います。

(2) 審査基準

ア 公立大学法人福島県立医科大学

評価項目	評価のポイント	配点
監査方針	・法人の特質にふれた提案となっているか。	10
監査の実施体制	・法人監査を担当する職員が十分に確保されているか。 ・担当者の国公立大学法人の監査実績(附属病院を含む)は十分か。	26
監査実施計画	・監査業務の内容は充実しているか。 ・監査業務に要する人員・日数は十分確保されているか。	25
監査方法	・監査手法は適切なものか。 ・品質管理は確保されているか。	15
連携、業務支援	・監査業務の中で行う予定の支援内容は適切なものか。 ・監事及び内部監査責任者との連携の方策は妥当なものか。	15
法人への提案事項	・提案内容が妥当で、法人にとってメリットがあるものか。	10
監査の実績等	・国公立大学法人の監査実績(附属病院を含む)は豊富か。	12
その他	・社会貢献活動に積極的に取り組んでいるか。 ・見積金額は妥当であるか。 等	16
	計	129

イ 公立大学法人会津大学

評価項目	評価のポイント	配点
監査方針	・法人の特質にふれた提案となっているか。	10
監査の実施体制	・法人監査を担当する職員が十分に確保されているか。 ・担当者の国公立大学法人の監査実績は十分か。	25
監査実施計画	・監査業務の内容は充実しているか。 ・監査業務に要する人員・日数は十分確保されているか。	25
監査方法	・監査手法は適切なものか。 ・品質管理は確保されているか。	15

連携、業務支援	・ 監査業務の中で行う予定の支援内容は適切なものか。 ・ 監事及び内部監査責任者との連携の方策は妥当なものか。	15
法人への提案事項	・ 提案内容が妥当で、法人にとってメリットがあるものか。	10
監査の実績等	・ 国公立大学法人の監査実績は豊富か。	10
その他	・ 社会貢献活動に積極的に取り組んでいるか。 ・ 見積金額は妥当であるか。 等	16
		計 126

5 要領等の配布方法

提案書作成要領及び参加申込書等の様式については、福島県私学・法人課のホームページからダウンロードしてください。

私学・法人課窓口又は郵送での配布は行いません。

6 応募書類に関する事項

(1) 参加申込書（様式第1号）

ア 提出期限 令和3年6月10日（木）17時（必着）

イ 提出方法 郵送、持参、ファクシミリ又は電子メール

ウ その他 ファクシミリ及び電子メール送信後は、電話で着信確認をしてください。

(2) 質問書（様式第2号）

ア 提出期限 令和3年6月10日（木）17時（必着）

イ 提出方法 郵送、持参、ファクシミリ又は電子メール

ウ その他 ファクシミリ及び電子メール送信後は、電話で着信確認をしてください。

エ 回答方法 公平性を保つため、広く周知させる必要のある回答については、後日、私学・法人課のホームページで公表します。

(3) 提案書の作成

ア 別紙「提案書作成要領」に則して提案書を作成してください。

イ 提案書の提出部数 7部（正本1部、副本6部）

ウ 提出期限 令和3年6月28日（月）17時（必着）

エ 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、書留郵便に限り提出期限までに必着すること。

オ その他 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容としてください。

(4) 提出先

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号 (本庁舎 1 階)

福島県私学・法人課 (担当：齋藤)

電話：024-521-7092 FAX 024-521-8345

E-mail：daigakuhoujin@pref.fukushima.lg.jp

7 結果の通知

選定結果は、後日参加者全てに書面で通知します。

8 主なスケジュール

令和 3 年 5 月 2 7 日 (木)	公告
6 月 1 0 日 (木) 1 7 時	質問書の提出期限
6 月 1 0 日 (木) 1 7 時	参加申込書の申込期限
6 月 2 8 日 (月) 1 7 時	提案書の提出期限
7 月 8 日 (木) (予定)	審査会 (ヒアリング)
7 月中～下旬	結果通知

9 会計監査人の選任と契約

選定後、知事が会計監査人として選任した旨の通知を法人に対して行い、選任された事業者は、各法人と会計監査に係る契約を締結することとします。

10 失格事項

この要領に定める手続以外で、提案者が県に対して選定の働きかけを行った場合には、その回答者を失格とします。また、提出書類が、次のいずれかに該当した場合についても、同様とします。

- (1) 提出内容、提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。

11 その他

- (1) 選任審査に関する回答に要する経費等は、回答者の負担とします。
- (2) 提出される提案書の内容については、会計監査人の選定以外に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。